

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第2回）

日 時：平成28年11月25日（金）9：00～11：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用408会議室

出席者：

【委員】渡部座長、相澤委員、荒井委員、伊丹委員、江村委員、奥村委員、奥山委員、
近藤委員、佐田委員、妹尾委員、高倉委員、長澤委員、中富委員、野坂委員、
土生委員、林委員、原山委員、宮川委員、山田委員、山本委員、吉井委員、
正木委員代理、山口委員代理、吉沢委員代理

【各省等】中小企業庁 飯田課長
特許庁 武田課長
特許庁 仁科企画調査官
特許庁 浜岸企画調査官
文部科学省 渡邊課長補佐
農林水産省 杉中課長

【事務局】井内局長、増田次長、磯谷次長、小野寺参事官、福田参事官

1. 開会

2. 「知的財産推進計画2016」各施策に関する関係府省の主な取組状況

- (1) 地方・中小企業支援の強化
- (2) 農林水産分野における知財戦略の推進
- (3) 産学・産産連携の機能強化

3. 意見交換

4. 閉会

○渡部座長 時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、朝早くから御多忙中のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）」第2回を開催させていただきます。第2回というのは合同委員会が第1回を兼ねているということで、今回、第2回ということでございます。

本日は「知的財産推進計画2016」の施策のうち、地方・中小企業支援の強化、農林水産分野における知財戦略の推進、産学・産産連携の機能強化、この3つの取り組み状況について議論を行うことを予定しています。

本日は、五神委員については所用のため御欠席、小林委員、日覺委員、早稲田委員も本日は所用のため、御欠席ですけれども、それぞれ代理で正木泰子様、吉沢浩明様、山口裕司様に御出席いただいております。また、奥山委員、山本委員につきましては、所用のため、10時ごろに退出されるというふうに伺っております。

委員会開催に先立ちまして、井内局長から御挨拶いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○井内局長 おはようございます。知財事務局長の井内でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会合は、前回、コンテンツ分野との合同会合でございまして、今回が第2回というふうに銘打っておりますけれども、具体的な議論をしていただく実質的な第1回でございます。

本日のテーマは3つ、先ほど渡部座長からもお話がございましたけれども、この3つの分野は、知財の創出あるいは活用といった非常に重要な基盤となる分野だろうと思っております。言うまでもなく、地方や中小企業支援の強化というのは地域経済あるいは地方創生にとって非常に重要でございますし、2番目の農林水産分野につきましては「知財計画2016」で頭出しをしたわけでございますけれども、さまざまな制度の整備が進みまして、これから本格的な活用が期待される分野でございまして、「知財計画2017」に向けてフォーカスしていきたい分野の一つでございます。3点目の産学・産産連携の機能強化でございますけれども、第4次産業革命など時代が大きく変わる中でますます重要性を増している分野だろうと考えているところでございます。そういった意味で、本日の3分野はいずれも重要だと思っておりますので、ぜひ委員の皆様には忌憚なき御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、「知的財産推進計画2016」の取り組み状況の検証ということで事務局から資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

クリップどめで配付されている資料をまず申し上げますと、表紙が議事次第、資料1及

び資料2につきましては知財事務局からの資料、資料3-1から3-5まで各省からのプレゼンテーション資料となっております。参考資料1から3は事務局からの参考資料、参考資料4から6が委員から御提出の資料でございます。委員の方々におかれましては、クリップ外に妹尾委員から席上配付資料がございます。

以上につきまして不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日取り上げる項目及び論点について、そして、今後のスケジュールについてということで事務局から説明をお願いいたします。

○福田参事官 産業財産権分野を担当しております参事官の福田でございます。私のほうから資料1及び資料2に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、資料1でございますけれども、検証・評価・企画委員会の産業財産権分野会合の大まかなスケジュールについて記載させていただいております。

冒頭、座長からお話がありましたように、第1回会合、10月24日に産業財産権分野とコンテンツ分野合同で「知的財産推進計画2016」の全体のフォローアップをさせていただきました。

本日、第2回におきましては、このうち3つのテーマにつきまして、関係府省の取り組みについてヒアリングをさせていただきながら検証をお願いしたいと考えております。地方・中小企業支援の強化、農林水産分野における知財戦略の推進、産学・産産連携の機能強化となっております。

次回、第3回会合におきまして、残された重立ったテーマにつきまして、同じように検証を行っていただきたいと考えておまして、知財教育・知財人材育成の充実、知財紛争処理システムの機能強化ということになっております。それから、その他という項目におきまして、ここに挙がっていない項目でさらに深く検証すべきものがございますら、こちらで取り上げたいと考えております。

こうした1回から3回での御議論の中で浮かび上がった事項につきまして、「知的財産推進計画2017」へ向けて第4回会合及び第5回会合において御議論いただき、「知的財産推進計画2017」を取りまとめていきたいと考えております。

続きまして、資料2に基づきまして、本日、第2回会合のテーマでございます3つのテーマにつきまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず、「1. 地方・中小企業支援の強化」でございます。

(1)につきましては、「知的財産推進計画2016」の主なポイントを記させていただいております。前回会合において配付した資料のうちの関係する部分につきましては参考資料2、推進計画の関連部分の抜粋は参考資料3がございますので、適宜こちらを御参照いただければと思います。したがって、「知的財産推進計画」のポイントは省略させていただきます。

こうした「知的財産推進計画」に対しまして、第1回会合や有識者のヒアリングを通じ

まして、これまで事務局が伺っている御意見を(2)に簡単にまとめております。手数料の減免、手続の簡素化をさらに進めるべきとか、外国出願のさらなる支援、必要に応じて機械翻訳の活用が必要、地域経済の雇用創出につながるような大きな戦略を描くことが必要、知財活用途上型中小企業についてさらなる支援が必要、中小企業を支援する人材に経験の場を提供することも検討すべき、中小企業に一番近いところにいるのは金融機関であり、金融機関が中小企業をサポートできる体制の整備が必要、こういった御意見を承っております。

こうしたことを踏まえまして、本会合で考え得る主な論点といたしまして、3つ掲げております。地域経済を支えている地方中小企業、特に知財活用途上型の中小企業を支援していく上でさらに取り組むべきことは何か、中小企業を支援する人材、機関をサポートするためにさらに取り組むべきことは何か、地域産業を創出する観点から金融機関や支援機関など関係者による地域ぐるみの取り組みを促す上でさらに取り組むべきことは何か、こういった論点が考えられるかと思えます。

2ページ目に行っていたいただきまして「2. 農林水産分野における知財戦略の推進」でございます。

(1)の推進計画の現在の書きぶりについては省略をさせていただきます。

(2)の御意見でございますけれども、農業も産業であり、経営という観点が必要であるということで省庁横断的な施策を進めてはどうかという御意見、例えば東京で学んだ若者が地元に戻って農業ベンチャーを立ち上げるといった道筋を示すなど、農業を学ぶ若い人たちが幅広い視野を持てるような支援が必要ではないか、1次産品として権利をとるのか、加工品で権利をとるのかといった戦略についてアドバイスできる人材が必要、こういった御意見をいただいております。

主な論点といたしましては、現在行われている農林水産分野における支援策を踏まえ、さらに取り組むべきことはあるか、農業も産業であるということで経営の視点、知財の視点が必要であるという観点から取り組むべきことは何か、日本の農業が国際競争の中で打ち勝つべく、知財を活用した攻めの農業を推進する上でさらに取り組むべきことは何かといったことが挙げられております。

「3. 産学・産産連携の機能強化」でございます。

(2)の主な御意見でございますけれども、産学連携が活発な大学とそうでない大学との間で格差が広がっている、米国に比べ大学からベンチャー企業へのライセンスが極めて少ない、特許を取る段階から企業のニーズを意識して企業が使いやすい特許を取ることが必要、マッチングには地域の金融機関の活用がキーになるのではないかと、出願費用だけではなく維持費用についても支援を検討してはどうかといった御意見を承っております。

そこで、本会合での主な論点といたしましては、産学の人材・技術を引き出し、イノベーションを促進するという観点から、産学・産産連携を推進していく上でさらに取り組むべきことは何か、大学の知財を活用してベンチャー企業を生み出し、育てていくために取

り組むべきことは何か、マッチングプランナー、事業プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材間の連携はどうあるべきか、こういうことが論点になろうかと考えております。

本日はこうした3つのテーマにつきまして、関係府省のヒアリングもさせていただきながら、委員の皆様から御意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

この後、先ほど3つのテーマについて関係府省からプレゼンをいただいて、それぞれ議論という形で進めたいと思います。

ここで、御退出予定の奥山委員と山本委員から、コメント、御発言があればお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○奥山委員 私のあらかじめ申し上げたいことは全て、お手元の参考資料5にあるとおりでして、機械翻訳の導入についてはいろいろ考えなければいけないことがあるだろうということと、知財、特に大学におけるサポートの方々、非常に若い優秀な方々が活躍されている状況があって、そういう人たちが今後もきちんとキャリアを継続していけるような環境をぜひつくっていただきたい。その2点です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

○山本委員 プレゼンの前に意見を言うのもあれですが、産学連携の観点で申し上げますと、資料3-4で非競争領域に企業からマッチングファンドを出してというのがございますが、非競争領域に企業の人がお金を出すのだろうかという疑問があって、むしろ競争領域に投資したほうが効果的ではないかと思っております。DARPAとか米国では、例えば自動車の自動走行するときにこういうルートで何分以内に行かせるというテーマを決めて、国は、大学や企業、幾つかのプロジェクトにお金を出して競争させる。結果として勝ったところが米国に知的財産が残るという競争をさせている。今までのコンソーシアム形式ではなくて一企業がやりたいことに対して、複数社を入れるのではなくて、一社に対して国のお金を出したほうが、それで競争させたほうがより効果的ではないかというのが一点です。

資料3-4の最後のページの「現状と課題」、トップ10大学とほかの大学では産学連携活動で差が開いておりますし、恐らくこの格差は今後さらに広がるだろうと思っております。そこで、OJT形式の人材育成システム等々が提案されていますが、私どものところにも検証してほしいという要望はありますけれども、一番の問題は何かというと、多くの大学の技術移転人材は任期つきであったり、あるいは人事ローテーションが行われる対象の人であったりします。技術移転はアメリカでも、イロハがわかる基礎的な教育が最低2年ぐらいかかる。2年で教えて、あと1年たって異動されたり、残り3年で任期つきでやめられてしまったら全く意味がないというものがあって、これは国でやるというより各大学や

研究機関で取り組むべきことなのかもしれませんが、そういったスペシャリスト人材をどのように育成するのかをもう少し深く考えていかないとスペシャリストがこの国に定着しないのではないかと考えております。そこに対する施策をどうするのかというのも御検討いただきたいと考えております。

私のほうは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、地方・中小企業支援の強化につきまして、まず各省からの説明をいただいた後に意見交換ということで、特許庁及び中小企業庁からの説明をお願いいたします。

○武田課長 特許庁普及支援課でございます。

資料3-1に基づきまして、御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと「1. 地域知財活性化行動計画」がございます。これは、9月26日に産業構造審議会知的財産分科会で議論を経て取りまとめたものでございます。私ども特許庁で中小企業支援施策を幾つか行っておるわけですが、なかなか中小企業の皆様までに届いていないという声が多く聞かれているところでございます。上手く活用していただいている企業さんは利用されているのですが、全てが上手く浸透しているわけではないということで、私どもでは、中小企業庁が実施していますよろず支援拠点と連携をとって広く浸透していこうということで、この計画を策定いたしました。

3ページをごらんいただきますと、本計画の基本方針を3つ掲げさせていただいております。

まず、1つ目の基本方針でございます。これは全国レベルの取り組みということで、私ども特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が中心となりまして、既存の予算を効果的に活用して基盤的な地域・中小企業支援を着実に実施していくというものでございます。

続きまして、2つ目の基本方針でございます。こちらは地域・中小企業の支援体制の構築ということで、これは地域レベルの取り組みということでございます。先ほど申しました中小企業庁が実施しております中小企業施策との連携のもとに、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が中心となりまして、各地域の実情に応じた支援の取り組みを行っていく。ユーザー視点に立ったきめ細かな支援の取り組みということでございまして、弁護士、弁理士の専門家の方や知財協等の関連団体とともに、総合的、一体的に展開する体制をとるということでございます。また、普段から中小企業と接する機会が多い商工会議所・商工会、地域の金融機関やJETROなどの支援機関とともに緊密な連携を図っていきたいと考えております。

3つ目がKPIの設定とPDCAサイクルの確立でございます。こちらは基本方針1、2で示しました支援施策、支援体制のもと、特許庁、INPITの全国レベル、経済産業局、47都道府県の知財総合支援窓口の地域レベル、それぞれにおきまして、支援の取り組みの成果を客観的に評価できるよう成果目標(KPI)を設定するというものでございます。

具体的な支援内容を4ページに記載しております。上段は横断的な支援ということで、各経済産業局にごじます特許室を来年4月に知的財産室と改めまして、業務のウイングを広げまして、営業秘密や、地方の農政局との連携等、横断的な業務を行って対応していると考えております。

また、審査官の出張面接審査や、制度普及を行います巡回特許庁の取り組みも今年は既に広島、福岡、鹿児島、それから、今週から大阪で始まりましたけれども、今後、京都、名古屋という予定でございまして、来年はこれを9地域に拡大したいと考えております。特にまだ実施されていない北海道、東北、四国地域においてはぜひ実施していきたいと考えているところでございます。

また、来年10月までにINPITの近畿拠点の創設がございまして、それに伴いまして、その近畿統轄拠点や各経済産業局におきまして、テレビ面接審査を可能とする体制・施設を整備していきたいと考えております。

下段に、知財の取得、活用、保護、それぞれの段階においてきめ細かい施策を講じるということを記載させていただいております。主なものにつきましては、また後ほど御説明申し上げます。

5ページが支援体制でございまして、知財の取得、活用に関しましては、支援機関が複数存在して、どこに行けばどのような支援を受けられるのかわかりにくいといったユーザーの御指摘もございまして、また、有識者の方からは、知財意識の啓発とともに、支援施策自体のアクセス性の改善も重要であるという御指摘をいただいております。このため、各地域におきましては、中小企業施策との連携のもとに、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が中心となりまして、それぞれの実情に応じ、ユーザー視点に立ったきめ細かい支援の取り組みを展開する体制を構築していくということでございます。

その際には、日本弁理士会、日弁連の知財ネット、発明推進協会や知財協さん、それから、商工会議所・商工会、地域金融機関、政府系金融機関、JETROなどと協力して行っていきたいと考えておりますし、また、各都道府県、市町村などとも緊密な連携を図っていきたいと考えております。

続きまして、6ページのKPIの設定でございまして、中央レベルの目標ということでございまして、こちらは、知財総合支援窓口における相談件数や専門家の方の支援件数、窓口とよろずとの連携件数など、また知財に着目した融資等を行う金融機関の数を増やしていくことを目標とさせていただいております。

一方、地域レベルのKPIは、地方の経済産業局と知財総合支援窓口の目標でございまして、共通目標は、窓口の相談件数等3点ほどにさせていただきまして、地域の特色を踏まえたそれぞれの目標を別途設けてもらおうと考えております。具体的には、農産品に係る相談・支援件数やものづくりに係る相談・支援件数、海外展開に係る相談・支援件数などを考えております。また、地域団体商標を活用した地域ブランドの支援事例や、他の地域に展開すべき優れた事例等がございましたら、そういったものも全国的に展開したい

と考えております。

続きまして、7ページでございます。今、申し上げましたとおり、地域・中小企業に対する支援施策、体制でございますが、こういったものを充実させていくためには、その効果を定期的に検証した上で見直しを行っていく必要があると考えておまして、年に2回ほど関係者が集まる連絡会議を開催したいと考えております。ただ、47都道府県全て集まるというのは物理的にも難しいこともありますので、ブロック単位あるいはテレビ会議等を利用した会議等も考えているところでございます。

この会議では、掲げられた成果目標が達成できたのか、できなかった場合には何が足りないのか、既存の施策の問題点は何なのか、効果の小さい施策については改善点は何なのかといったことを検証いたしますとともに、各地域の先進的な取り組み事例やすぐれたノウハウを共有していきたいと考えているところでございます。

また、中小企業向けのニーズ・満足度調査も踏まえまして、目標の改定や政策対応の見直し、充実を図って、PDCAサイクルを確立していきたいと考えております。

続きまして、8ページ以降でございます。個別の中小企業支援施策でございます。4点御紹介させていただきたいと思っております。

まず、9ページ、知財総合支援窓口でございます。こちらは本年度からINPITに事業移管をいたしました。事業移管することで我々が行っていた時よりも柔軟性を持って事業を行っていただいているということでございます。相談件数につきましては、事業開始の23年度が5.6万件ぐらいでありましたけれども、昨年度はこれが8万件に推移しております。今年度は9月末現在4万件で前年同期比横ばいということでございます。一方、専門家を活用して支援を行っている件数は増加しておりまして、ことし9月末の時点では7,000件で前年同期比10%増でございます。内訳は、記載にございまして、弁理士の先生方が85%、弁護士の方が10%ぐらいの割合でございます。

また、下の枠の中に書いてございまして、よろず支援拠点との連携では、今年度9月末時点で700件ということで、前年300件に比べて倍増している状況でございます。

続きまして、10ページ、海外展開支援ということで、こちらは権利化から侵害対策までの一貫した支援を行っていくということでございます。まず、権利化の支援ということで、外国出願支援補助金でございます。こちらは、全国組織でありますJETROと各都道府県にございます中小企業支援センターを通じて外国出願に係る費用を助成しているということでございます。今年度から新たに岡山県、長崎県、大分県で実施していただいております。残るところは静岡県だけでございますが、こちらはJETROが全国的にカバーすることで、全国全ての地域においての補助金はカバーできているということでございます。来年度からは静岡県もこの事業を行っていただけるということでございますので、各地域の中小企業支援センターとJETRO、両方で行っていただけるということになっております。本年度の実績は集計中ですので、まだ実績は出ておりませんが、昨年度を超える数になるだろうという推測です。

それから、侵害対策でございます。海外侵害対策補助金は、JETROを通じまして、模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争に関するものということで、①、②に関しましては、地域団体商標に関しましても今年度から拡充いたしました。③の冒認商標に関しましては、今年度新規ということございまして、こちらも今年度は昨年度を超える申請がございまして、実施しているところでございます。

続きまして、11ページ、海外知的財産訴訟保険でございます。これは今年度から新たに創設いたしました団体保険でございまして、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会に加盟していらっしゃる方々が入る団体保険でございます。そのうち中小企業の方々に関しましては、掛金の半分を補助するという仕組みでございます。7月から開始しておりますが、皆さん様子見ということで、まだ加盟が少ないところではございますが、海外でのリスクということもございまして、こちらも広く周知して加盟を促していきたいと考えているところでございます。

続きまして、12ページ、知財金融支援でございます。こちらは、金融機関からの申請によってビジネス評価書を作成して金融機関に提供するという事業でございます。昨年度から実施しているということございまして、昨年度は63機関へ150件、今年は107機関へ150件提供しているところでございます。先日も新聞に載っておりますが、岐阜信用金庫がこのビジネス評価書を利用いたしまして、融資を2件実施したという実績もでございます。融資につながるというものも数多くはないのですが、全国の金融機関に働きかけまして、ぜひ採用していただけるように行っているところでございます。

来年度に向けましては、シンポジウムの開催等を拡充し、普及啓発していきたいということも考えておりますし、特に関心の高い金融機関には個別のセミナーや、伴走型という新しいタイプのものも実施していきたいと考えているところでございます。

13ページには、知財金融関係の支援実績ということで、実施していただいている金融機関の名前を掲げさせていただいております。

最後に、14ページ、巡回特許庁でございます。先ほども申しましたとおり、ことしは6地域6都市で実施しているところでございますが、来年度は9地域にふやして行って、広く周知を図っていきたいということでございます。

支援施策の周知の波及の大きい大都市向けと裾野拡大の地方都市向けという2つのパターンを考えております。今年度、特に九州の福岡、鹿児島では、知財金融のシンポジウムと地域ブランドに関するセミナーを開催してまいまして、地域のニーズを踏まえ、実施してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○渡部座長 中小企業庁さん、お願いします。

○飯田課長 中小企業庁の経営支援課長でございます。

よろず支援拠点ということで、お手元に資料3-2があろうかと思っております。事務局から3分の持ち時間と言われておりますので、簡単に御説明いたします。

開いていただきまして、よろず支援拠点の概要でございます。昨年この場で御説明申し上げたことだと思えますし、今も特許庁のほうから大分御説明がありましたけれども、もともと専門医と総合医というふうに言っておりますが、総合医ということで、中小企業の抱えている課題が明確になって、売り上げとか、そういうことではなくて、いろいろ絡み合っている話もあります。歴史的、伝統的な商工会・商工会議所、あるいは金融機関、税理士といった、寄り添ってやっておられる方々だけでは、専門的な分野はあるのですが、総合的に解決できるところがないではないかということで、26年度から設置されております。ことし3年目でございます。

専門性という意味でいきますと、売り上げの拡大、あるいは事業再生などに至る前の経営改善、こういったことには割と専門性が高い人が配置されておりますが、その他の分野につきましては、特許の知財の関係であれば知財総合窓口ですし、海外拠点であればJETROですとか、さまざまな地域の支援機関と連携いたしまして、そちらにつないでいくような形で、地域の支援機関全体の結節点になりながらチームで中小企業の悩みに答えていこう、そういう趣旨で設置されたものでございます。

それぞれ、よろず支援拠点には5人から10人ぐらいの専門家を配置しております。チームコーディネーター1人とサブコーディネーターということですが、その中にはデザインの関係の方、知財の方もいらっしゃいます。特に最近、デザインの関係の方を随分配置しておられるところが増えております。設置された平成26年6月から28年9月までに42万件の相談を受けているところでございまして、かなり多様な相談を受けております。

2ページ目、支援の実績の概要でございます。42万件ということで、昨年末までに24万件ですから、ことしの上期だけでも相当増えている状況でございます。経営課題でございますけれども、売り上げ拡大に関するものが多うございます。それから、経営改善、創業というふうになっております。具体的な相談内容で知財というのがあります。これを見ると少ないように思いますが、当然ですけれども、売り上げ拡大と密接にかかわりを持っておりまして、商品のデザインや広告デザイン、ITの関係、広報戦略、いろいろありますけれども、こちらと絡み合った商標・意匠登録なども含めた知財の関係の相談が非常に増えているということでございます。

次のページは、知財の相談実績でございます。デザインの関係、知財の関係、捉え方はいろいろあるかと思えますけれども、27年度の実績に比べまして、28年度は9月まで、上期でございますけれども、かなりのことになっております。有資格者のコーディネーターにつきましても、弁理士の方も増やしておりますし、弁護士の方も増やしているということでございまして、デザインなど知財の相談に対応可能な拠点の数も47のうちの38ということで、かなり充実はしてきているところでございます。

予算も増額しております、ここに書いてあるような状況でございます。

次のページに支援事例がございます。個別に後ろに個票がついておりますので、後で御覧いただければと思います。特許のピアノシューズのケースですと、実際、特許をお持ち

だったわけですが、これをどう使っていいかということに対してよろず支援拠点で相談を受けまして、その後の商品の開発につなげたり、販売ルートを確認したり、そういった形でお手伝いをして売り上げの拡大に結びついたといった、既に持っている知財をどう活用してビジネスにつなげるかといった御相談もあります。

商標の会津のケースですと、創業したいと言っている人に、創業をお手伝いしながら、そのプロセスで商標登録なども実施してビジネスの強みにつなげていったという形です。総合医ということなので、いろんな形で多面的に、知財のことだけでなく、その前後のビジネスのところも含めて相談できるというケースが多いかと思います。

もちろん商標登録、意匠登録などについてアドバイスをしている例もありますし、デザインの関係の山梨の例がありますが、知財総合窓口からよろずのほうに相談をいただきまして、知財を活用して、デザイン、PR、生産体制、そういったことをつなげたようなケースなども出てきている状況でございます。

まだ3年目ということで取り組み途上でございますして、中小企業の売り上げ拡大は何といても最大の悩みの一つでございますので、ここに知財を活用してしっかりやっていけるように我々としても応援していきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明ございました地方・中小企業支援の強化につきまして、御意見のある方は挙手をお願いいたします。御発言は簡潔にお願いしたいと存じます。どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

では、妹尾委員、お願いします。

○妹尾委員 取り組みがだんだん充実したのは心強く聞こえてまいります。3点ほど簡単に申し上げます。

1点目の地域・中小企業、これは毎年、私、申し上げているようなことで恐縮ですが、地域といったときに大都市はどうなるのか、中小企業だけではなくて中堅企業はどうするのか、ここがポイントの1つ目だと思います。特に地域の中堅企業と大都市の中小企業、実力があるところが相当多い。ですので、ここで地域・中小企業というとそこが漏れかねないというのがすごく心配です。大企業は非常に充実していると思いますし、中小企業はこのような支援が必要なのですが、一番ポテンシャルのある中堅企業をどう支援するかというところにぜひ目を向けていただくか、あるいはこういう施策えそこまでの範囲をカバーしていただくと良いのではないかと思います。

2点目、KPIを強調されているのですが、拝見するとKPIが、いわゆる結果目標に偏っているのではないかと思います。つまり、アウトプット目標です。重要なことは、むしろアウトカム目標、成果目標です。行政の指標、私もいろんなところでそれに関与していますが、結果目標だけになってしまうとそれが自己目的化する可能性があります。その時に必

ず裏側で成果目標はどんなのだという相互関連を見ないと、結果目標は達成できたけれども、結局何だったのという話になりかねない。ですので、ぜひ成果目標も裏側で動かす、できれば一緒に考えるというようなことにしていただけたら良いのではないかと思います。

3点目、よろず支援事業、いよいよ充実してきたので、なかなか期待ができるなど思うのですが、ここに出ていますように、課長もおっしゃっていましたが、（一見すると）知的財産はほんのちょっとしかない。資料3-2の2ページの表にありますね。でも、結局は相談をどう読むかという話ですね。つまり、表面的なカウンセリングではなくて、ほかの項目の裏側に潜むビジネスモデルとそれを支える知財マネジメントをどう読んでどう支援できるか、です。ということは、よろず支援をされる方々自体の人材育成をどうするかが極めて重要なところだと思います。その辺がどうなっているのか。今までの経験で言うと、結構、懸念事項なので、そこを充実させていただけたら良いと思います。

以上、3点です。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、荒井委員、先をお願いします。

○荒井委員 参考資料4を配付させていただきました。日本商工会議所で11月から三村会頭が2期目に入りまして、それに伴いまして、知的財産を担当している委員会が独立の知的財産戦略委員会に格上げされました。そんなことで知財の啓蒙普及、支援、それから、中小企業や地方の立場からいろいろ政府に要望するということについて、日本商工会議所としても力を入れてやっていきたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

その中の一つ、1ページにあります地方・中小企業の支援の強化につきましては、今、特許庁と中小企業庁から御説明がありました。施策が大変充実してきておりますので、お礼を申し上げます。と同時に、やはり中小企業あるいは地方の再生にとって具体的に、今のお話でいえば成果が上がるようにしていくことが必要だと思います。いろいろ制度ができてはきていますが、ぜひこれが具体的に実のあるような形にしていきたい。そのために、アメリカや中国と比べたときにはまだまだ特許料金の減免の対象要件が厳しかったり手続きが非常に厳しいということでございます。中行企業がとにかく早く特許を取って、慣れる。慣れることによってもっと良い発明をする。それから、事業化につなげるということが出来ます。今までの施策がやや量水練というのでしょうか、やり方の教え方が中心でございまして、とにかく泳いでみるというような実際に特許を取ることを応援していただきたいということでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥山委員。

○奥山委員 手短に。特許庁さんの資料3-1の6ページ目にKPIがございまして、妹尾先

生がおっしゃっていたとおりでと思いますが、実態的なところもお手伝いしております、この数字が示すよりもいろんな支援が充実してきているというのが私の経験的な感覚になっております。支援の厚みが以前よりも大分深まってきているということで、こういったつらとした数字に出てきている以上の実績が上がっていると思います。

もう一点、これはちょっと気になるのですが、銀行の融資を知財ビジネス評価書を使って増やすというのは当然やっていただきたいと思いますが、そのはるか前から既に金融機関が知財を活用して何とか融資できないかという努力はされてきておまして、そういった努力を新しい切り口で見るというのも重要なのですが、もうちょっと別の観点にもフォーカスしていただけるとありがたいというふうに考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥村委員からお願いします。

○奥村委員 奥村でございます。プレゼンありがとうございます。

私は、意見というよりも質問なのですが、地方支援ということであれば、地方の活性化ということを考える必要があって、そのときに、地方にはそれぞれ国立大学も私立大学もたくさんあって、そういうところの技術と、地方の中小なり中堅なり、そういった企業もしくは新しいベンチャーを地方で起こすとか、そういうところへの支援というのは計画の中に文字として見たことが余りないような気がするのですが、どういった取り組みが考えられているのでしょうか。

○渡部座長 そちらは産学連携のほうに入りますね。次のところで。

それでは、近藤委員、お願いします。

以上です。

○近藤委員 近藤でございます。

説明をお伺いして、結果が出てきた中小企業の方も多くなってきているということで非常に頼もしい限りでございます。私からは3点ございます。

1点目は、昨年もおし上げたとおりでありますが、ぜひこの輪の中に企業の知財OBの人を積極的に組み込むような施策をさらに強化していただきたい。

2点目は、KPIです。妹尾先生も言われたこと、おっしゃるとおりです。それに加えて、結果のKPIでも、今、相談件数になっていると思いますが、我々が注目しなければいけないのはどれだけ裾野が広がっているかということですので、相談している企業数が重要になりますが、同じ企業から何百回も相談受けたものを一件ごとカウントしているようではそれが見えません。従って、新規に相談した企業数あるいは相談した総企業数というのをKPIで入れるべきではないかと思えます。

3点目は、外国特許出願費用の補助の関係です。少し前に中小企業の方と話をする機会がございました。その企業の方は非常にグローバルに目を向けて活動されている会社さんで、最初の出願のときから英語で書類を用意して日本国特許庁にダイレクトに英語でPCT

出願しているという企業ですが、その方がおっしゃっていたのは、補助金をもらおうとすると日本語の文書を要求され、グローバルに向けてこれだけ中小企業が頑張っているのにおかしくないですかという話でした。それはおっしゃるとおりで、やはりそういうところにも目を当ててちゃんと補助が受けられるような制度にしてほしいと思います。なぜそうなっているかというのは一度チェックしていただきたいのですが、もしかして評価するのに日本語でないと読めないからとかであったら本末転倒なので、ぜひそういう、外国出願に意欲的な会社に手を届けるような制度にしていただきたいと思います。

以上です

○渡部座長 ありがとうございます。

では、長澤委員、お願いします。

○長澤委員 長澤です。

皆さんがおっしゃったように、私も最初にKPIを見たときに、どのように企業数や相談件数を増やすのだろうという疑問がまず出てきました。それに対して少し提案をさせていただければと思います。

私どもは、中小企業の方々や、下請企業の方々や我々の子会社との付き合いの中で、中小企業のトップの方は、知財のことで煩わされたくない、自分たちの仕事を止めたくないという気持ちがとても強く、知財について真剣に考えていただくのにそれなりの壁がありということがわかりました。その人たちをカウンセリングするにあたって、中に入り込んで話を聞くうちに、何がその会社のコアコンピタンスであるかが徐々に見えてきますので、そのコアコンピタンスを守るために必要な処理をしてあげることが重要であると感じました。まさによろず支援拠点においても、総合医の方が経営を見てあげて、その中で知財の「健康診断」が必要なかどうかを判断すべきだと思います。実際の数字や業容や経営状況を見た上で、その状況の中で知財のことをどう検討しているのか、そもそも検討していないのか、等を確認する必要があると思います。また、もう少しポジティブにこちらから訪問して積極的にカウンセリングをしたり、健康診断を受けてもらう等という行動を積極的に行うことで、意味のある件数の増え方、企業数の増え方につながるのではないかと思います。

その中で、よろず支援拠点から特許庁さんの活動に上手くバトンタッチをしなければなりません。丸投げしてしまったのでは上手くいかないわけです。そこで、これも妹尾先生からも話がありましたが、よろず支援拠点の方々に対して、知財教育というのはオーバーですけれども、どのように知見を伝授していくかというのがこの2つの省庁さんをつなぐパイプになるのではないかと私も思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

中富委員、さっき手を挙げていらっしゃいましたか。

○中富委員 繰り返しになるかもしれないのですが、私が感じたのは、特許庁のほうの地方・中小企業の支援に関連すること、特に件数が非常に多く書かれていて、前年同期比何%増加というのはわかるのですが、総合的にゴールが何なのかがよくわからない。どこにゴールを求めて、その何合目に今いるのかというのがよくわからないので、これが特許件数、出願件数なのか、あるいはそれを使って売りに寄与したベースでそこで決めていくのか、余りはっきりしていないので、そこを決めたほうがいいのではないかと率直に思いました。こっちのよろず支援の取り組みのほうは売上げ拡大と書いてあります。しかし、その売上げ拡大も、どれだけ企業に関与して拡大していけば企業活性化に当たるのかというのがはっきりしていない。ゴールをどこに目指しているのかというのをはっきり数字で明確にしておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員 事務局の説明を伺いまして、大変幅広く相談窓口が活動しているということに感銘しております。幾つか質問というか、意見がございます。

まず、よろず支援拠点ですが、資料3-2の1ページにそれぞれ5名から10名の専門家を配置している、また最近デザインがふえているということでした。やはりほかの委員の方がおっしゃられていたこととも重なりますけれども、相談に応じる専門家の質のレベルを保ち、また量を確保するというのが非常に重要です。特に今後増えてくる見通しのデザイン、IT、そういったことが相談できる人材を各地域で確保するためにどうすればいいのか、これが大変重要な視点だ。先ほどどなたかが企業のOBという発言をされましたが、企業のOBを含めて、それぞれの地域の底上げを図るべく、よろず支援拠点の充実を人材面からも図っていく、これが大事です。

それから、事務局の先ほどの説明では、詳細な説明はございませんでしたけれども、例えばピアノシューズだとか、この資料を拝見いたしました。大変おもしろい資料が揃っていると思ひまして、これはもちろん公開されているものでしょうけれども、こういったものを各企業に対して、よろず支援窓口とか拠点とか、さまざま国や商工会議所などの取り組みを存じ上げていない企業向けにアピールするいい材料だと思いますので、こういった形で相談してビジネスにつなげていっているということを普及活動にもっと生かしていただきたい。

もう一点は、特許庁との関係です。やはり知財総合支援窓口とよろず支援拠点、この連携というのは大変意味があるのだらうと思ひます。既にいろんな連携が出ているということは大変心強く思っていますが、皆さんおっしゃっているように、目標が曖昧過ぎると目標のための目標になってしまうというのは私も同感であります。

資料3-1の6ページの「地域の特色を踏まえた目標」、大変結構だと思いますけれど

も、出ている例示を見ると、全国的にどこでも同じような目標にも読めるのです。地域の特色を踏まえた目標は大事だと思いますが、やはり売上げをどう伸ばしていくのか、どれだけベンチャー企業を立ち上げて、それが成功していくか、目標として立てにくいかもしれないけれども、それこそがまさに地域創生、地域活性化、知財を生かしていくビジネス展開に重要だと思う。相談の件数はもちろん重要ですが、その先の成果、ほかの委員と同じ意見ですけれども、目に見えた形で何らかの目標が設定されて、それに向かって頑張っていくということが望まれているのではないかという印象を持ちました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、土生委員と原山委員と山田委員と吉井委員ですか。この案件以外にあと2つあるので、簡潔にお願いします。

○土生委員 簡潔にと言われましたが、参考資料を出してしまいましたので少々長くなってしまいかもしれません。参考資料6にあるとおり、2015、2016の推進計画に書かれた活用挑戦型と途上型、これとの関係でも施策を考えていく必要があると思います。知財の施策の話になると知財の専門家が集まって、専門家の間ではどうしても挑戦型のある程度知財をやっている会社を前提にした話になりやすいので、支援施策も挑戦型を想定した専門家主導のサロンのような世界になってしまいやすく、知財への意識がない会社に対してどうアプローチしていくかというところが弱くなりがちで、今の施策も単に「窓口の活用」というように具体性に欠けたものに止まってしまっている印象が強いように感じます。

そのときに多分、キーになってきそうなものが、その下にグラフを出させていただいたのですが、このグラフは中小企業にアンケートをとったあるデータです。知財権をとってどんな良いことがありましたかということや中小企業に答えてもらったときに、模倣対策とか、他社との競合で優位になったという、知財権の効果の典型的なイメージを挙げた会社の比率は会社の規模が大きくなればなるほど増えるのですが、規模が小さい会社になるとそれ以外の、販路開拓とか、広報でPRできたとか、他の多様な効果を実感している比率が高くなっています。ここをもっと上手に伝えていかないと、途上型の裾野拡大につながらない。これをどうやって多くの中小企業に伝えていくかが施策の中で考えていかなければいけないポイントだと思います。

途上型の企業は、知財というと模倣対策のイメージしかなく、自分達には関係ないと思われていることが多いので、中小企業の経営者など集まっていくところに乗り込むような支援策をもっと打っていく必要がある。また、その時に伝える人材というのが、権利侵害の訴訟の話とか、挑戦型を想定したようなテーマから始めると、そもそも売上げをどう作るかというところで悩んでいる会社にとっては二の次のテーマなので、そうではなく、知財権の取得が商品のPRや販路開拓などにもプラスになるということも話せる人を作っていかなければいけないということが課題かと思っています。

もう一枚の資料は知財人材を分類したものです。これは去年特許庁さんの事業で調査したもののなのですが、知財人材の議論をすると、多くの方が自分の立ち位置で語り始め、話が発散してしまいやいので、知財人材の類型化に取り組みました。挑戦型を支援する人と途上型を支援する人というのはタイプが違うのではないかという切り口と、実務的に支援していく人と戦略を考える人、気づきを与える人という必要なスキルの切り口から分類した6つのグループ、1つ外しているので5つグループに、こういう人を紹介する間接支援人材を加えて、知財人材を6つのグループに分けて整理しました。

様々な意見が出ましたが、例えば、AゾーンとBゾーンで人材のミスマッチが起こってしまうことによって、途上型の企業に先進的な知財管理の話をして、知財は難しいと引かれてしまいますし、挑戦型の企業が高度なノウハウを求めているところに一般的な事例を紹介されてもしょうがない。このAとBのミスマッチを解消していくことと、あと、縦のミスマッチも結構起こっていて、気づきを与えなければいけない場面では、実務に詳しい弁護士や弁理士が出ていけばよいというものではないのです。弁護士、弁理士は制度論から入ってしまいやすく、初心者には敬遠されてしまうことになりがちです。ここのミスマッチもうまく解消できるように、ちゃんと総論的なことを語れる人というので、ここが実はすごく足りないということが地方の声としてたくさん上がっています。

実務人材のA3、B3というのは各地でそこそこ充実してきたのだけれども、気づいていない人に気づきを与えられるB1の人材が不足しているところがあったので、この辺はよろずの拠点あるいは金融機関の方などがうまく役割を果たしてくれるといいかなと思っています。その辺、施策でもまたお考えいただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 手短にいきます。よろず支援のほうですが、総合医ということと同時に、町医者でもあるのかと思います。ということは何かというと、地域で何が起きているかという課題を抽出するものに、よろず支援に寄せられた相談案件、また対応に関する分析をすることによって地域特有の課題を浮き彫りにすることができるのではないかと思います。もちろん個々の企業に対して支援を取り組むと同時に、地域というレベルでの問題を抽出するものに使っていただけるのかなと思っています。

先ほどのKPIがあるのですが、やはりどうなったかということフォローしなくてはいけない。それは単純に1年で出てくるものではないので、案件を持ってきた企業がどうなったかというフォローも継続的にしていく必要があります。

もう一つですが、巡回特許庁がありますけれども、巡回した結果、どの程度の効果があったのかを何らかの視点でもって調べていく必要があるかと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。

今までいろいろなお話を伺っていて、そのとおりでと思うお話ばかりなのですが、現場の中小企業の立場で今どういうふうに感じているかをお話しさせていただきたいと思えます。

資料3-1の5ページに中小企業をサポートする支援体制が本当にたくさんありまして、実際に今かなり動いていると感じています。何か分からないことがあったときにどこかに、例えばJETROさんであったり、商工会議所さんであったり、市町村であったり、聞きに行くと、非常に親密に丁寧にサポートしてくださるところが増えていきます。それは非常にありがたいと思えます。どこかに相談に行ったときに、ただそこ1カ所で解決すればいいのですけれども、解決しないことも多々あります。実績のところの何万件といううちの何件かは多分うちだと思えるのですが、それが解決しているかという、してははいないというものもありますので、この実績の数だけでは実効性という意味で反映していないという気がします。

実際に解決しなかったときにどうするかなのですが、もうちょっと他の意見も聞きたいというときに、例えば、隣の県のよろず支援や、中央のINPITさんに直接聞きに行くことができるのか、と思ったときの窓口というか、何か受け皿みたいなものが、せめて東京に一つあってもいいという気がしております。

それから、最近、支援がいっぱいある中で非常によく動いていただいているのは金融機関です。いろんな金融機関がビジネスマッチングをしていて、ビジネスマッチング花盛りという感じです。いろいろな施策で御紹介をいただいて、そこで企業を紹介していただくということが大変多くなっています。非常にありがたいのですけれども、そのときにこういう知財のアドバイザーであったり、そういう施策も一緒に絡めて連携をしたら、もっとビジネスの売り上げということだけではなく、そこに知財もつながるのではないかと思うので、ぜひ金融機関との連携も強めていただきたいと思います。

それから、先ほどありましたけれども、知財をどうやって使っていいかわからないという中小企業もまだまだ多くいます。相談窓口に行く以前に、何を相談していいかわからないところもあるので、支援人材の方々に多くの中小企業に出向いていただいて話を聞くということも必要なのではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、吉井委員。

○吉井委員 地方の中小企業さんの中には、新しい市場を作っていくことができる良い技術が生まれているところが非常に多いのに、そこに出資をする、融資をしてくれる銀行は今まで非常に少なかったのです。特許庁さんを中心に地方の銀行に融資の支援を進めてい

くという活動が進んできて、とても嬉しく思います。

また、中国での訴訟が非常に増えておりますので、中小企業など知財を中心にビジネスを進めていくために非常に気になっているところをこういう知財訴訟保険ができたのはとても良いと思います。

さらに、こういう金融面からの中小企業のサポートを進めていくためには、金融庁もぜひ巻き込んで進めていただければもっと良い制度ができるのではないかと思います。できましたらこの委員会に金融庁も呼んでいただいて、知財に対する考え方も述べていただければありがたいと思っております。

2点目は、INPITは専門性が高く情熱のある方がいらっしゃいます。INPITが近畿に統括拠点を設置されるということは、近畿地方には良い技術を持った中小企業が多いけれども、知財部がない、ですから、INPITがサービスを充実させるという意味で早く近畿地域に設置されることを望みます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

まだあろうかと思いますが、一回ここで「地方・中小企業支援の強化」を切らせていただいて、次に進ませていただきたいと思います。

次は「農林水産分野における知財戦略の推進」につきまして、農林水産省から御説明いただいて、意見交換という形にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉中課長 農林水産省の知的財産課長の杉中でございます。

農水省は非常に幅広い業務をしておりますので、その多くが知財に関わるものでございますが、知財に関する取り組みが遅れているということもありますし、これまで知財推進計画に載せるような業務を載せていなかったというようなこともございます。

農林水産省自体、また農水省の業務自体も、人口減少による国内マーケットが縮小する、高齢化が進展する中で、特に最近、グローバル化の進展に対応し、輸出に本格的に目を向けるようになったとか、高齢化の労働力の減少等の中で、第4次産業革命と言われているように、そういったものに対応していくことが強く求められるようになってきています。

本日のお手元の資料につきましては、そういった農林水産省の知財に関係する部門を、今後取り組んでいくようなことも踏まえて、4本の柱を立てて体系的に整理したものでございます。時間が限られておりますので、お手元の資料を飛ばし飛ばし説明をさせていただきます。

1ページです。4つの柱でございますが、反時計回りに説明します。

まず、農林水産分野の知財の保護、特に輸出の取り組みをしていく中では海外における知財保護というのが非常に大きな柱となっております。

同じように海外展開をしていく中では、標準化、これは公的な標準化と民間規格、両方の対応を進めていくことが非常に重要となっております。JIS規格はそういう流れで取り組んでおりますけれども、農林水産分野であるJASは若干おくれています。食品の分野でも国

際民間規格化が進んでおりますが、我が国の対応は非常におくれています。顕著な事例として最近話題になっているのは、オリンピック・パラリンピックの時の食品調達基準が国際民間基準みたいなものを採用しているのに十分対応できない、そういう問題にどう対応していくのか。

右下でございますけれども、農林水産分野はこういった対応で研究を推進していかなくては行けない。ただ、農林水産分野は公的研究機関が主導してきたということがありますので、今後は民間との連携、もしくは国の研究機関がやっているようなものの民間への波及をどうやって進めていくのかということが重要だと考えています。

右上でございますが、非常に将来性のある分野として、スマート農業の進展に省として取り組んでいかなければならない。この分野は、今言ったような3つの話、スマート農業を推進するための研究開発、もしくはスマート農業をきちんと動かしていくための特にデータ処理の標準化を進める。また、スマート農業を進めるに当たって個々の農業者が持っているノウハウが形式知化するということがありますので、それに対してどういう知財対策をしていくのかという総合的な取り組みが必要となってくると思います。

以下、細かい内容を説明させていただきます。

2ページをごらんください。昨年の6月から農水省で地理的表示保護制度を開始しております。現在まで21製品登録しておりますけれども、今まで登録したのものについては、これによって知名度が上がる、取引の幅が広がるというような成果が上がっております。

3ページをごらんください。GIにつきましては、他の知財と若干違うユニークなところがあります。EPA、FTAのような国際協定でお互いの製品のリストを交換して相互に保護するということが幅広く行われておりますけれども、日本のGI法は国際協定による保護ということに対応しておりませんでしたので、今の国会でTPP整備法の一つとしてGI法の改正法を提出しております。これによって国際協定による相互保護を進めていきたいと考えています。

GI自体は、世界の111カ国ぐらいが既に独自の法律を持っているという中で、日本はそういう意味では後発の国でございますが、かなり定着しておりますので、海外でGIを保護する、国際協定で保護するということが農業者が自分で海外出願する必要もなくなり、非常にメリットのある制度だということで、こういったことも活用してGIを海外で保護するという取り組みを進めていきたいと考えています。

農林水産省の持っている種苗制度でございますが、5ページに種苗法の体系を書いておりますけれども、割愛させていただきます。

7ページを御覧ください。種苗法の中で、特に海外への輸出で問題になっているのが、種苗法のベースとなる国際条約でUPOV条約というのがありますが、その中で、植物の新品種についても、当然、特許法と同じような新規性の関連があって、海外に出願するに当たっても原則4年、木になるような生育の経過が長いものは6年という新規性の要件が課せられています。農産物の商品化が定着するのに10年ぐらいかかるものが多いわけですから

ども、その間に海外に出願する期間を逃してしまうということが起こっております。このUPOV条約に基づきまして、基本的に海外で保護するためには海外で出願をしなければいけないということなのですが、それがされていないということが非常に大きな問題となっております。

8ページ、具体的な例ですが、中国のケースとして、最近見つかったのがシャインマスカット、これは国内でも非常に評価の高い、可能性のある品種でございます。これが、ルートは不明なのですが、中国に流出して幅広い生産をされていたということがわかりました。あと、韓国に多数のイチゴの品種が流出して、日本の品種同士を交配した新品種を韓国で登録して、これを海外に韓国が輸出するといった事例が起こっています。

これは経路の問題がありますけれども、基本的には海外で登録していないものを使うということ自体に違法性はありません。中国においては、きちんと日本で開発された品種を我々は使っていると言っていますので、海外できっちりとした登録をしないということで、それを考えた場合、非常に可能性があるマーケットを失っている。海外で知財保護をしないと、日本のものは高品質で人気のあるものが多く、売れそうなので、日本から持ってきて自分で栽培しようという動きになることが非常に懸念されております。

9ページです。そうした海外における保護としては、特許庁などと比べて非常に農水分野の取り組みはおくれております。これまで海外での品種登録の支援等は行っておりません。中小企業と比べた場合も、新品種を育成する人と実際にものを使って売る人は違うという特性があります。ここをきっちり保護していかないと、実際、農産品を作って輸出しようとしても、海外でより安い労働力で作られてしまうということがありますので、平成28年度の補正予算から、遅まきながら海外の品種登録に対する支援を行っていくことにしたところでございます。引き続きこういう支援は行っていかなければいけないと思えますし、さらに他の特許や商標と比べた場合は、今、ようやく出願の支援を行おうというところですが、実際、侵害された場合の争訟の支援、そういうものはまだ手がついておりませんので、引き続き支援の充実に向けた検討を行っていきたいと考えております。

11ページを御覧いただきたいのですが、海外での農産物の知財保護を考えた場合、GIと種苗の育成者権を説明しましたがけれども、それだけではなくて、他の商標やデザインもあります。例を何点か挙げておりますが、大分県の梨、これは商標で説明しておりますけれども、どちらかというとパッケージを似せている。デザインの模倣に近いようなところもありますし、商標の冒認出願というのが非常に多く見られるということです。

12ページですが、特に中国においては日本の食品とかに関係した地名の出願、これは中国で公知であるかどうかということが要件になってきますので、中国において出願されているものをしっかりとモニターして適切な対応をしていかなければなりません。

農水省では、13ページにあるような知財保護のコンソーシアムをつくって商標出願の監視等をしております。最近でも中国で「岡山」という地名が出願されているのをこのコンソーシアムの活動で発見して、岡山県と岡山県の商工会議所が異議申し立てをしたという

こともございます。やはりそういった総合的な知財の保護、先ほど中小企業庁の方から説明がありましたけれども、零細な食品企業や農協とかは自分の知財をどういうふうに守っていったらいいのかわからないので、そこは総合的なワンストップの相談体制をとっていくことが必要だと思います。

14ページは、そういった観点から、特許庁と農水省で協力をいたしまして、INPITの知財総合支援窓口で農業に関することも相談の対象に入れてもらう取り組みを最近始めたところでございます。当然ながら、特に種苗法などは専門性が高い分野でなかなか難しいところもあるのですが、そのあたりは協力して、農水省からINPITの支援相談窓口の対応の人に研修を行っていくということも今後やって、まず一次的な相談をここで受けられるような体制をつくっていきたいと考えております。

次に、いわゆるスマート農業の関係でございます。ここは、3つの取り組みが必要と考えております。

1つ目は、技術開発です。16ページを御覧ください。今、スマート農業に関しては、農水省と経済界が協力したスマート農業研究会という中で、ICT農業、ロボットの技術などを活用した農業についてのロードマップの検討を行って、協力してスマート農業の実用化に向けた研究開発を行っております。

2つ目は、17ページ、その中で課題になるのが、AI技術等を使ってIoT農業などをするに当たってはデータ処理するための基本的なところの標準化が必要になります。例えば農作業の名称が業者によって違うとか、農産物自体の呼び方も違うとか、そういった基本的な問題もありますので、これに関しては内閣府のIT総合戦略室等のマネジメントのもと、農水省、総務省と相談して、ここに書いているような標準化のための共通化、データ交換のためのインターフェースの統一化というようなことを行っております。

18ページに書いておりますが、特にデータ処理については実装を行う必要があると考えていますので、基本的には異なるメーカーの製品間のデータのやりとりをつけた実装事業等を行っているところでございます。

3つ目の柱は、19ページ、ノウハウの継承です。スマート農業という中で「匠の技」ですね。農業者の高齢化が非常に進んでおりますので、高齢者が持っているノウハウをどう継承していくかということが課題になっております。AI技術を活用して熟練農業者の知っている知識を形式知化していったって、新規就農者が学習するシステムを構築するということで、NECなどと協力してそういうシステム作りを進めているところでございます。

この場合、今後大きな課題になってくるのは、高齢者の農業ということに関して、非常に品質の高いものについて、肥料をやる、水やり、そういうのは誰にも見せないときにやるというような、ある意味、知財的な活用が行われていますが、これを形式知化することで流出する可能性があるということです。営業秘密の保護というところの取り組みは非常に重要になってくると思いますけれども、中小企業と比べて農業者の場合は、そういったものを実際どういうふうに運用していくのかということについては、ほぼ手つかず

の状況でございます。今後、こういった末端のノウハウをどうやって守っていくのかということは非常に大きな課題と思っておりますので、これについての取り組みも行っていきたいと考えています。

次に、標準化についてでございます。20ページをごらんください。今、農業関係でも標準化が多く活用されるようになって、海外などでは標準化とか認証を活用して取引が積極的に行われているところでございます。

日本では、食品の標準としてはJAS規格がございますけれども、基本的にこれは最終製品の品質についての規格を作っているというものでございまして、製造のプロセス、性状、産品の特色、事業者の能力、そういったものを取り扱うような標準化にはなっていないという問題がございます。そういう意味で、国際的に特に輸出を見据えて、まずは海外で広く扱われているような規格にしっかり対応していく。さらに、日本独自の品質に関するものに合わせたような標準化を進めていくことが非常に重要になっています。

21ページには、今、説明したようなことを書いております。最終製品に対する品質の規格という、どちらかというところと消費者のみを対象としたような制度からもっと産業的に使っていくという観点でJAS制度の見直しを検討してございまして、こういったことについて人材育成なども含めて、JAS規格を足がかりとして国際規格の制定などにつなげていきたいと考えております。

23ページ以降は、民間規格でございますけれども、民間でもISO22000とか、それに基づく、より詳細なFSSC22000といった食品安全というか、HACCPと言われているような工程管理を基本にしたような標準化が非常に多く活用されるようになっております。日本はその対応が非常におくれておりますし、海外で作られているものだけでは十分対応できないということもありますので、互換性を持つような日本発の食品安全管理規格を最近立ち上げまして、それに基づいて海外の特に大手の事業者などとの取り組みを円滑に進めていくようにしたいと考えております。

24ページ以降は、省略させていただきますけれども、農業の生産についてはGAPの工程管理の規格がございますし、水産分野ではMSCといった、環境に優しい資源管理をするような漁業をやっていくとか、そういった規格がございます。こういう取り組みも日本は非常におくれていたところでもあります。先ほども説明しましたが、GAPやMSCに準じるような民間規格は、ロンドンオリンピック、リオオリンピックともに食料調達基準の要件に入っているということもございます。オリンピック・パラリンピックの場面でこういった規格に沿った食材を提供できないと我が国の食材を提供できないという問題もございますので、こういったものに対応することによって、特にオリンピック・パラリンピックの場面を使って我が国の食品をアピールしていく。さらに、それだけではなくて、海外の民間の取引にも活用していくというようなことを考えております。

28ページ、農林水産分野の技術・研究における戦略的な知財の活用でございます。今後、農林水産省、農水関係の独立行政法人が取り組んでいる研究開発において、商品化、事業

化に有効な知財戦略を企画・立案段階から描くとか、作ったものをしっかり知財として守っていくという観点から農水省では本年2月に「農林水産研究における知的財産に関する方針」を策定しました。こういった観点からしっかり知財のマネジメントに取り組んでいく必要があります。

さらに、29ページでございますけれども、農水分野の研究について民間が参入してオープンイノベーションを活用してやっていくことが必要と書いています。そういった観点から、知の集積というような取り組みを始めておりますので、そういったことをしっかり進めていきたいと考えております。

特に具体的な研究開発の例として、30ページに書いておりますけれども、遺伝資源及び遺伝情報を活用した育種であるとか、そのためのDNAマーカーの選抜法であるとか、国産のゲノム編集技術といったものの対応をしっかり今後も進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、農水分野の知財は体系的に行ってきていると言いがたい状況にあるのですけれども、国際的な状況や国内の状況の変化に応じまして、体系的な知財計画、政策の推進を図っていききたいと考えておりますので、引き続き御指導いただければと思います。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

農林水産分野について御意見のある方は何人おられるかなのですが、10人ですね。10人を15分ぐらいでやらないといけないのですが、そのような事情を踏まえて御発言いただければと思います。

では、こちらから、30秒でお願いします。

○吉井委員 ASEANの企業の方と私ども仕事をしていますけれども、そちらからのニーズは、日本の食の安全と品質、技術に対して期待感が高いです。ですから、こういう認証マークが日本だけではなくてグローバルに使われるような意識をして、マークに配慮していただければ本当にありがたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、林委員。

○林委員 ただいま農水省の知的財産課の杉中課長様から総合的な御紹介をいただきました。農水省の中で、知財関係の重要性を知的財産課以外からもどれだけサポートするかというところも重要であります。知的財産課の取り組みが今後もより発展できるようにするには、特許庁を始め、政府の各機関のサポートも重要だろうと思っております。

言うまでもなく、我が国の農業生産額、農業者所得、農業従事者数はいずれも減少傾向であります。とりわけ、農業者の高齢化、後継者不足は深刻な問題でありますので、このような状況から脱却して、若者が新規参入して、さらなる発展を期待できる夢のある職業に変革するためには、現状維持の発想を転換して、農業以外の分野におけるイノベーションや多様な人材を取り込みながら、生産性向上や地域特性に応じた農産物の付加価値を高

めるための創意工夫を行いやすくするということが政府としての方針になっているところでございます。こういった意味で、知財の活用を総合的に進める取り組みは非常に重要と思います。

こうした制度面を政府として発展させていくということも重要であります。先ほど土生委員から途上型企業に知財の「気づき」を与える必要性があるという御意見がありましたが、まさに農業従事者の方々にもこういった切り口の知財の活用の「気づき」をしていただく取り組みが重要であろうと思います。その意味で、今、農水省と特許庁との協力関係ができて知財総合支援窓口が活用されるようになったことは非常に重要な一歩であろうと思います。私ども日弁連や弁護士知財ネットでもこれを御支援すべく、「農水法務支援チーム」を立ち上げまして、全国のメンバーで現在100人以上の弁護士が登録しておりますので、今後も勉強しながらこういった御支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

野坂委員。

○野坂委員 事務局の説明に対して十数人が挙がるというのは、まさにこの農業分野が知財戦略の上で大変重要であるということの証左だと思っております。2016年の計画で頭出しをしたわけですが、これだけ大きなテーマ、幅広いテーマがあるものですから、2017年でも大きな柱にすべきだと思います。

先ほど課長の説明で何度か、手つかずという表現があって、これは大変ゆゆしき問題と思います。要するに、これまでの取り組みが余りにも遅かったのではないかという認識に立たないといけない。なぜならば、地方創生、地方活性化というのはやはり1次産業が大変重要だからです。今、1次産業が6次産業化を目指していて、攻めの農業あるいは農業の輸出拡大ということ、あるいはスマート農業などのITを含めた大きな変革がある中で、やはり農業と知財は大変重要だと思っております。

中国など外国から侵害されるおそれがあるという中で、それも確か手つかずということでしたけれども、前段の特許庁の説明の中では、知財の侵害に対するさまざまな取り組み、対応がとられているわけで、それをまさに各省庁横串で、農水だけ単独にしないで、政府全体、日本全体として農業の知財の保護・活用、そしてそれを生かした形での輸出拡大、地方創生、全て絡んでくると思う。ぜひ本格的な取り組みを2017年で打ち出していききたい、そうあるべきだと私は思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、中富委員。

○中富委員 私の場合、一言です。海外流出防止緊急対策事業費の費用が非常に少ないと思いますね。3億円、これをすぐ10倍に、30億ぐらいにしなければいけないと思います。

あるいは少ないかもしれませんが。それぐらいの、一つは防御というのがありますけれども、それも非常に果敢に攻めるような防御体制をつくっていただきたい、そういうことです。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員。

○長澤委員 1点だけコメント致します。ICTやIoTという話が出ておりますが、資料3-3の16ページを見ると、まだまだ研究段階であるように見えてしまうのですが、これは待ったなしの状態だと思います。実は、ロボットでも、ドローンでも、様々な機器のインターネット接続もAIを利用したアプリケーションもICTのデバイスも既に世の中に存在しています。にも拘らず、我が国に知見のありそうなスマート農業が何故上手く進んでいかないかという、現場で実際何が起きているのかがわからないからです。技術者が技術本位で作ったロボットは技術者が認識できている範囲でしか使えません。しかし、現場で実際何が起きているのかが身をもって体験できれば、様々な事態に対応できる使えるロボットの開発ができると思います。

提案というのは、優秀なベンチャーの技術者の方や、例えば、ICT、AI、やロボットに知見のある会社や、我々のようにICTを利用している会社、そのような企業の技術者の方々を農家にホームステイさせることです。もし、そのようなプログラムがあると本当のニーズがノウハウも含めて技術者が理解できるのではないかと考えています。私も新規事業を考える仕事にも係っていますけれど、技術者を現場に送り込んでもいいと思っておりますので、ぜひ考えていただければと思います。例えば半年程ホームステイさせれば、本当の課題や、現場では何が大変なのかがよりよくわかりますし、特に、お年寄りが中心に作業を行っている農家にとっては若い技術者のホームステイは物理的にも手足になりますから歓迎でしょうし、一石二鳥ではないかと思うわけです。その中で、実はAIやICTの分野には日本でもおびただしい数の特許がありますが、これらをどのように回避するか等ということも、そこでの交流から大企業もしくは知見のある企業に任せていく道筋ができるのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員。

○高倉委員 私は4点ほどあるので、3分間ほどお時間をいただくかもしれませんが、よろしいですか。できるだけ短くします。

1点目は、政策の省庁横断的な展開についてです。これは事前ヒアリングでも申し上げたのですが、では、具体的にどう進めるかです。知財に関する施策は各省庁たくさんありますが、それをぜひ一つのパッケージにして、例えば農政局に説明し、農政局から地域で展開する際に、農林水産省の施策の展開だけではなくて、特許庁、経済産業省、文科省のような知財関連のさまざまな施策を農業に特化して展開するように、ぜひ農政局へのPRと

説明をやっていったらいいのではないかと考えています。例えば事業プロデューサー派遣事業について、これを農業に特化してやってみるといようなことをぜひ進めていただきたい。

2点目は、人材の活用と育成なのですが、さまざまなスキルを持った企業の知財部のOBを活用することももちろん大事ですけれども、同時に若い人たちを活用する。先ほど長澤さんからお話がありましたように、現場に飛び込んで泊まり込みで仕事をするような人材としてはむしろ若い人のほうが現場からは使いやすいというところがあると思います。したがって、いろんな公募事業があるのですが、余り高いスキル、例えば経歴年数20年とかいうふうにしてしまいますと若い人たちがなかなか参入できないので、例えばジュニアプロデューサーのような形で若い方が参入できるような枠をつくり、将来の農業経営コンサルタントを育成するといような人材育成のスタンスを持っていただきたい。

3点目、地理的表示（GI）の海外展開については先ほど杉中課長からお話がありました。私、海外に行ってみますと、例えば神戸ビーフが和牛として使用されているレストランをたくさん見てきています。現場の方たちがオーストラリアの和牛をあたかも神戸ビーフが一般名称であるかのように使っているケースが随分散見されるようになっておりますので、これは早目に手を打たないといけないのではないかと。法改正してやるべきことあるでしょうが、今できることもあると思いますので、ゆっくりしているとさまざまな日本のGIが海外では普通名称化してしまうというおそれがありますので、早目に取り組みをしていただきたい。

4点目は、農業分野における産学連携なのですが、どこの国でもそうですけれども、栽培技術や育種技術については国が主導で研究開発しております。多分、農林水産省においてもそうだったと思うのですが、今までは農業技術を農家に使ってもらいたいということで情報をどんどんオープンにしてきたと思いますが、今後これを活用するとなると知財化していかないといけない。こういう点で、国の農業研究分野における知財戦略、まさにこれからだと思います。ぜひ、企業とか流通業者との産学連携のもとで、何をオープンにし、何を知財化し、排他権として活用していくかというところのビジネスモデルをつくっていただきたい。この際に、ぜひ消費者、地方公共団体、流通業者等、幅広い方たちをさまざまなプラットフォームやコンソーシアムに入れるようなリーダーシップを農林水産省のほうでもとっていただきたいと思っております。

すみません。時間が超過いたしました。

○渡部座長 ありがとうございます。

妹尾委員。

○妹尾委員 3点ほど簡単に申し上げたいと思います。

まず、とにかく申し上げたいのは、農水省がこの会議にいよいよ本格的にデビューされたのだという認識です。昨年ちょっと頭出しをされた。これはぜひウエルカムをしたい

と思います。それは何かというと、農業と言われながら、実は農芸品を作っている農芸家の集まりである。工芸品を作っている工芸家の集まりであるところから工業へ変わったのと同様に、農芸品が農業品になる、あるいは食芸品が食産業品になるという時代を迎えていることのあらわれだと私は認識しています。そうすると、農業と工業の相似と相違、共通点、特徴は何かということをお皆さんとシェアしたいと思っています。

農業を見ている限りは、農業の特殊性がやたら今までは強調されていました。種苗法などは特にそうなのですが、現実には今、アグリフード・イノベーションを牽引する技術特性や産業生態系の特徴は極めて工業と共通しているわけです。特にIoT、ビッグデータ、AI、ロボット、こういったIT・機械系は長澤さんがおっしゃるとおりですし、あるいはバイオ系、これも全く同じです。ですから、アグリフード・イノベーションの技術特性はほとんど工業と同じだということを見てきた方が良いでしょう。その意味では、経産省が工業系で、あるいは文科省が科学技術全般で今まで経験した知を、ぜひ農水省とシェアしていただきたいと思っています。従来の失敗事例も含めてぜひシェアしていただいて、農水省が轍を踏まないようにしていただきたい。これが第1点目です。

第2点目は、背景になるのは何か。現在、IoTで言われているクラウド化、エッジ化という議論のエッジを徹底的に持っているのが農業だという理解なわけです。ですから、エッジヘビーないしエッジリッチがどうやってできるのかということは、農業ないしは農機メーカー、そういうところと日本のITないしはデジタルな産業がいかにコラボできるかということです。つまり、いわば日本の総合力を生かした一つのモデルケースになり得ると私は見ております。

その背景にあるのが、これは皆さん御存じだと思いますけれども、世界の農業、特にアグリバイオメジャーは超巨大なM&Aを繰り返しているわけです。特に中国によるシンジェンタの買収は約5兆円です。バイエルによるモンサントの買収は約7兆円です。それから、ダウとデュポンの統合でアグリビジネスの切り離しをすれば数兆円のビジネスになります。日本の農業は圧倒的に勝てない状況なのです。その中で、どうやって日本の農業の特殊性を考えながら勝っていくのか、あるいは守っていくのか。

食料産業にしてもネスレのような数十兆円の企業がますますM&Aを繰り返している状況の中で、イノベティブな技術とビジネスモデルを展開しようとしている。その間を結ぶのは知財戦略ですから、食料産業的に見ても、これは極めて重要なケースだと見たほうが良いと思います。

特にリバーシジェネティクスや遺伝子編集による種子開発だとか、肥料と農薬をすり合わせる垂直統合、こういうのを片方で進めている。もう片方では何を進めているかということ、ITやAIを使ってオープン戦略だとか、収穫量の補償を行うサービス戦略を行っているわけです。こういうようなグローバルな企業に日本の農業は零細農芸品で勝てるのか、このところがポイントなのです。これは中小企業政策とかなり似たところがあると思うので、その意味でも、日本の一つの産業のあり方のケースとして見るべき、これが2つ目の

議論です。

3つ目は、時間がないので、個々の政策については控えたいのですけれども、1点申し上げると、例えばJASの改定はぜひ応援したいと思っています。ただし、標準化の話は工業などでの失敗が山のようにあるわけです。つまり、標準化がガラパゴス標準にならないか、標準化によって技術流出の蛇口ができてしまわないか、そういうようなところの懸念があるので、ぜひ今までの他産業の経験を学んでいただきたい、二の舞にならないように気をつけていただきたいということです。

ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、先ほどの土生先生のお言葉をかりれば、工業がいわば知財活用の挑戦型産業ですね。それに対して農業は知財活用途上型産業ですから、そここのところでの応援をぜひ我々もしたいと思っています。何より農水省が知財戦略に本格的に取り組むということはウエルカムすることです。これだけ皆さんが期待していることなので、ぜひ頑張ってくださいという応援演説をさせていただきます。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、佐田委員。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。時間を御心配されているようですので、1点だけに絞ってコメントをさせていただきます。

先ほど農水省の方から、種苗法やGIマークとか、いろいろな支援制度があるというのを承りました。私は現在山口県在住で、地元の中小企業の支援をしている県の方や、知財総合支援窓口の担当者と話をする機会があり、これらの支援制度について話が及ぶと、一体これは誰が専門医なのだろうかという話題になります。要するに、現地で農業や漁業を営むおじさんやおばさん達に、こういった制度の説明は、誰ができるのであろうかとふと考えてしまいます。弁理士さんと話しをする機会があるときにも同様です、こういった制度をきちっと説明したり、活用できるようにアドバイスできる人材というのは、特に地域においてはなかなか難しいところがあります。もし可能であれば、一番豊富に情報と見識をもっておられる本丸の中央省庁と、地域とをつなげるテレビ会議等の通信システムを活用して、説明や相談の対応を図っていただくと、現場で新たな制度の指導や、助言が円滑にできるのではないのでしょうか。その手当てがないと、現場で担当者が何を説明していいのかよくわからない、そのためせっかく創設された立派な制度を、なかなか普及しにくいという現実があることは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員。

○正木委員代理 手短かに1点、申し上げます。

資料3-3の29ページの知財戦略の強化についてなのですけれども、農林水産食品分野のオープンイノベーションの仕組みということで、産学官連携の協議会が整備されて、研

究開発のプラットフォームあるいは研究コンソーシアムの取り組みを開始されているということです。1,400を超えるような多様な業種が入会されている中で、知財戦略の強化に精力的に取り組まれるということです。

こういったことに加えて、弊社の小林が理事長を務めております産業競争力懇談会、こちらにおいてもITグリーンハウスによる栽培支援サービス事業といったようなICTを活用した植物工場で高付加価値の農産物を栽培するということで、アジアの富裕層への販売を行うための支援サービス事業に対して、33法人ということで、電気メーカー、種苗メーカー、国立研究開発法人等が連携して取り組んでいる、そういう別の例もございます。

こういったような取り組みを皆様御発言されているように強力に推進していく、短期間に推進していくというようなところが求められているかと思っておりますので、多分野、それから、産学官が有機的にできるだけ早くつながって新しい時代に向けて連携していくということが必要だと思います。特に基本的な枠組みの整備、ここにもありますけれども、契約面の協議が円滑に進んでいくということが大変重要なのではないかと思います。農林水産食品分野に特有ということではないのですけれども、いわゆる契約の中で不実施補償の協議等、このところをスムーズにクリアする、産官学相互に柔軟性を持って議論していく、あるいは対話を深めて連携の基盤をしっかりとつくっていくということが重要だと思いますので、知的財産戦略本部が橋渡し役となって対話を強力に推進していただきたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

江村委員。

○江村委員 先ほどから出ている産業競争力という問題とデータの活用という視点でちょっと見方が違うところがあるかもしれませんが、今、グリーンハウスの輸出みたいな話があって、要は、農産物を輸出するというのもあるのですが、これは、産業化になってくると農業ICTみたいな、そういうものを日本ブランドとして輸出して、現地で食の安全をつくる、そういう世界観を今から描いておいたほうが良いと思います。そういうふうに思ったときに、そういったものの標準化みたいなことを意識しておくことが大事で、農業が産業化してきたときの新しいスタイルを今から考えておくことが非常に必要なのではないかと思います。

もう一つは、データを使っているいろいろよくしていくといったときに、農業の部分だけローカルに切って議論するのは全体の生産性の議論ではやはり足りなくて、消費のところまでいったときにどれだけ効率化するか、そのデザインが必要だと思います。グローバルには食料が足りなくなっているのが見えている中で、すごく廃棄も起きているという問題まで含めた議論をしていくことが非常に必要だと思います。

3番目は、ドローンの活用、データとかいうときに、ほかのところではいろいろ議論されていますけれども、規制の問題、データの扱いの問題が実は課題になってきていて、そ

ういったことに対する意識を一緒に持つておかないと実際は活用が進まないという部分があるので、そちらへの意識もこの中に入れておくことは必要と思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、荒井委員。

○荒井委員 参考資料4の2ページをごらん下さい。各地の商工会議所では、今、農商工連携によって特産品の高付加価値化、新商品の開発を進めておりまして、多くの成果を上げております。ここに地図で示しておりますが、2段階の問題がございます。

第1段階は、商標を取得すること。これはブランドに関する意識を作るとか、さっきのお話でいうと気づきのためにも、ビジネスモデルを作るためにも大変重要なことですが、そういう商標や地域団体商標をとる際の費用、これは特許庁へ払うお金、それから弁理士にかかるお金ですが、地方の人にとっては大きな負担になっておりますので、こちらについても特許と同様に補助制度を入れていただきたい。

第2段階の問題は、事業を成功させること。今まで商標や地域団体商標をとっても事業として上手くいっていないのも随分ございます。商標を取ってから、それを事業として成功させること。これが一番のねらいでございますので、特に事業化の支援を強化していただきたいというお願いでございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 内閣府に設置されている知的財産戦略本部は、内閣全体の視野から政策を調整する官庁としての意義があります。農業におけるブランディングは重要ですが、これに関しては、農林水産省の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律以外にも、多くの官庁の所管に関わる法律があります。特許庁の商標法、経済産業省の不正競争防止法、さらに、消費者庁の食品表示法、不正景品類及び不正表示防止法、財務省の関税法があります。そして、国際展開につきましては、外務省、経済産業省による通商交渉も重要になります。これらの法制度の総合的な政策調整に知的財産戦略本部が重要な役割を果たすことを期待しています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が実はあと5分なのですが、もう一個ありまして、少し延長させていただきます。

次は「産学・産産連携の機能強化」ということでございますが、文部科学省さん、特許庁さんから、もともとの予定は10分、3分の予定で御説明ですが、済みませんが、半分の5分と90秒で何とか説明していただいけませんでしょうか。よろしく願いいたします。

○渡邊課長補佐 文部科学省産業連携・地域支援課でございます。どうぞよろしく願いいたします。10分のところを5分ということで、それより短くしゃべれるように頑張ります。

す。

資料3-4でございます。産産連携、産学連携に関連する事業ということで、平成29年度要求の資料をまとめているものでございます。一つ一つ簡単に御説明をさせていただきます。

まず、1点目、「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」、通称OPERAと呼んでおりますけれども、こちらの施策の狙いといたしましては、産業界との協力のもと、大学等がみずからが持ち得る知的資産を総動員して、新たな基幹産業の育成に向けた「技術・システム革新シナリオ」と呼んでおりますけれども、これの作成とそれに基づく非競争領域の共同研究の企画・提案等を行うことで、基礎研究あるいは人材育成に係る産学パートナーシップを拡大していくことを狙いとして、今年度より始めている事業でございます。

産業界からの提言にもございますとおり、次の時代を担う新たな基幹産業の育成に向けた本格的なオープンイノベーションの推進、具体的には、非競争領域を中心に複数の企業・大学・研究機関等のパートナーシップを拡大して、将来の産業構造の変革を見通した革新的技術の創出に取り組むといったことが産業界からも御提言いただいているところでございます。

背景・課題のところは、大学・研究開発機関における共同研究の1件当たりの研究費受入額というのは依然として約200万円程度と小さい状況になっておりますけれども、そこから組織対組織の本格的な産学官連携を推進していくという観点で本施策を進めております。

事業概念図でございますが、産学によるシナリオ共同作成をし、そのシナリオの実現に向けた活動体制の企画ということで、大学の中でのリスクマネジメント、知財マネジメント、さまざまございますが、そういったものをしっかりと構築していただいた上で、産学の共同研究を進めていくというものでございます。

共同研究に際して、民間資金が獲得できた分だけ国からマッチングファンドで資金を支援するという形で進めているものでございます。

続きまして、ベンチャー創出関連の事業でございます。「大学発新産業創出プログラム」、STARTと呼んでおりますが、平成24年度から実施しております。

事業の目的でございますが、大学の革新的技術の研究開発支援と、民間、とりわけベンチャーキャピタル等、私どもここに当てておりますけれども、事業化ノウハウを持った人材による事業育成を一体的に実施すること、それによって日本型のイノベーションモデルを創出する仕組みをつくっていくために実施している事業でございます。

概要といたしましては、新事業育成に熟練した、先ほど申し上げました民間人材の活用、さらには市場ニーズを踏まえたシーズを民間人材が発掘し、早期のビジネスモデル策定によって研究開発の効率化を推し進めて、事業プロモーターによるマネジメントのもと、研究者と経営人材のチームによる研究開発と事業育成を一体的に支援するというような形で進めております。こちらは来年度の要求の中では、基礎研究等で創出されたすぐれた技術

シーズを社会還元につなげていくために、成果の社会実装に意欲を持つような人材に対してアントレプレナー育成の機会を提供するとともに、ビジネスモデルの探索活動を支援するようなスキームを、わずかではありますが、新たにプログラムとして中に組み込むことを検討しております。

続きまして「次世代アントレプレナー育成プログラム」、EDGE-NEXTというものでございます。一言で申し上げれば、起業家人材育成プログラムの開発の支援でございます。こちらは、平成26年度からEDGEプログラムと申しまして、起業家人材育成プログラムを当初進めておりますけれども、3年の事業でございまして、それをさらに高度化していくための新規事業として立ち上げを予定しているものでございます。EDGEプログラムの成果、知見を活用しながら、実際の人材育成プログラムの受講生をもっとふやしていく、あるいはロールモデルの創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組んでいくことで、我が国のベンチャー創出力の強化につなげていくことを狙って予定しているものでございます。

続きまして「地域産学バリュープログラム」、こちらはマッチングプランナープログラムということで現在進めておりますけれども、タイプを新設いたしまして、新たな形で事業を予定しているものでございます。

概要でございますが、JSTのネットワークを活用して、全国の大学発シーズと地域企業のニーズをマッチングプランナーと呼ぶ橋渡し人材が結びつけて、共同研究から事業化に係る展開を支援するというものでございます。

今までのタイプの支援規模は1件当たり300万円でございますけれども、企業ニーズの解決に資するコア技術の創出、その後に量産に向けたスケールアップ、あるいはエンジニアリングデータの取得、こういったところに必要とされるであろうもう少し金額の大きなタイプを新設することで、実際の事業化への展開によりつながりやすい形での展開を図れるように新しいタイプBを新設することを予定しております。

最後ですが、知財活用支援事業でございます。イノベーション創出に向けた最適な形での知財マネジメントを各大学が構築できるようJSTが総合的に支援するという形で、人的サポート、権利化支援、パッケージ化、あるいはそのプロモーションを一体的に支援していくというような形で事業を進めるものでございます。

左下でございますけれども、知財アドバイザーという形で知財マネジメントをJSTが大学に対してサポートするとともに、強化という部分がございまして、例えばOJT形式の人材育成システム強化、あるいは特許出願権利化に関してはベンチャー創出に資するような特許出願支援というものも今、検討している状況でございます。

文科省からは以上でございます。

○渡部座長 特許庁さん、お願いします。

○浜岸企画調整官 特許庁企画調査課でございます。

資料3-5をごらんいただきます。特許庁で今年度より新たに開始しております「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」について御説明したいと思います。

まず、本事業の背景について簡単に御説明します。各地域で産業振興の拠点となるべき公的研究機関や企業等有する技術力、知的財産を地域の課題に根差した事業の中で活用することは、地方創生の観点から重要ですが、実際には地域において技術シーズを活用した新規事業の創出は活発に行われていないというのが実情です。その原因としまして、ニーズ起点で技術シーズをマッチングさせて事業を構想し、それを具現化するためのノウハウを持つ人材が不足しているということが一つあります。このような背景から特許庁では、平成28年度から平成30年度までの3カ年にわたって事業化の経験を有する専門人材を地域に派遣する事業プロデューサー派遣事業を実施することとなりました。

本事業のスキームですが、受託事業者により今年度は事業プロデューサーの採用、派遣先機関の選定、事業プロデューサーと派遣先機関とのマッチングを行いまして、既に事業プロデューサーの派遣を開始しているところです。

事業プロデューサーは、派遣先地域のニーズ・シーズの掘り起こしを行いつつ、地域の金融機関及び専門家等とのネットワークを構築しながら、事業プロデュース活動を実施していく予定です。

また、事業プロデューサー派遣事業は3年間となっておりますが、派遣先において事業プロデューサーのノウハウを提供して事業化支援人材の育成も行いまして、3年間の事業終了後にも各地域で自立的に事業プロデュース活動が継続されることを目指してまいります。

最後には、本事業における成功事例、失敗事例などを分析して報告書を作成しまして、取りまとめ、公表する予定となっております。

事業プロデューサーの派遣の状況について御説明いたします。派遣先機関につきましては、全国の9機関から応募がありまして、有識者委員会の選考によりまして、一般社団法人さいしんコラボ産学官、公益財団法人静岡県産業振興財団、公益財団法人北九州産業学術推進機構こちらの3機関が採択されました。

事業プロデューサーにつきましても、公募により3名採用いたしました。実際に採用された事業プロデューサーは、いずれも新規事業の立ち上げに関与した経験があるという点で共通しますが、行政出身の方や金融機関、大手自動車会社での勤務経験がある方、さまざまでございます。

10月から11月にかけて事業プロデューサーを順次派遣開始いたしました。派遣期間は向こう2年半になりまして、平成30年度末までを予定しています。

派遣に際しましては、各派遣地域におけるよろず支援拠点や知財総合支援窓口に挨拶回り等、ネットワークづくりを実施しまして、また、マッチングプランナーとの連携方法についても現在、文科省やJSTと調整中でございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

本件について御意見のある方は簡潔にお願いいたします。では、荒井委員から。

○荒井委員 参考資料4の3ページをごらん下さい。商工会議所では各地域の振興のために産学連携に力を入れております。地方大学が非常に頼りになるわけですが、その際、まだまだ関係が薄いわけでございますので、地方の大学などが保有する特許や技術といった知的財産を中小企業に無償で開放していただきたい。山口大学でスタートしたものを全国に広げていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○渡部座長 次は、奥村委員。

○奥村委員 奥村です。

1点半ぐらいですが、アントレプレナー育成プログラムのところでございます。これは新規事業ということになりますと、恐らく意図的ではないと思うのですが、地域の中小企業という言葉がここからなかなか見えてこないことが多くございます。中小企業の経営者というのはアントレプレナーの卵のような人なので、教育のところでも学生を対象にするのはもちろん将来のことを考えて必要ですが、地域を考えたら、中小企業の経営者のまさに新規事業開拓への意欲を教育、育成するということも考えていただきたいと思っております。そういう意味で、先ほどのよろず支援、あそこもこういった大学と地域の中小企業との間での新規事業の展開というところにもっと深くかかわっていただきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

伊丹さん。

○伊丹委員

最後にお話しされた地方創生のための事業プロデューサー派遣事業、これは非常に期待しているところであります。実は先ほどの中小企業支援のところでも発言したかっただけですけども、やはり非常に良い技術を持っている地方の企業のシーズをうまくニーズにつなげていくということが足りないのではないかとというのは常日ごろ感じております。

先ほど知財活用途上型企業をどうするかというお話がありましたけれども、企業の経営者に気づきを与えるというのが一番重要なので、そういった気づいていない企業と知財総合支援窓口やよろず支援拠点の支援をどうつなげていくかというのがどこの分野においても重要になってくるのではないかと思います。今、我々は「弁理士知財キャラバン事業」というのをやっているのですけれども、継続的に訪問することによってその企業の課題を抽出してすり合わせをして、最後にいい戦略を提案する、こういう活動を通じて経営者に知財はこういう活用の仕方があるのだと気づいていただくことが出発点と思っております。そういう意味で、上手くそういった支援の連携を図っていくということが大事だと思います。

我々の事業は今、100件ぐらいの申し込みがあり、40件ぐらいの実績があるのですけれど

も、一つの例としては、実際に戦略提案したものをよろず支援拠点につなげて、それを事業化していくプロセスをつくっていったとか、逆に地銀からのお話で戦略提案をまとめたものを融資につなげていくというような方向のお話も進んでいる状況があります。そういう意味で、この地方創生のためのプロデューサーというのは今後ぜひともいろいろな専門家も使いながら継続的な支援ができる体制を作りたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、近藤委員。

○近藤委員 近藤でございます。2点ほどあります。

1点目は、産学連携のいろんな仕組み、プラットフォーム、それが充実してきていて、すごく期待しているところなのですが、ポイントは中身でして、そこで何をやるかが一番大事です。例えばOPERAで言えば、シナリオを考えると、ここでは、企業間連携という非競争領域でいろんな企業が集まってということなのですが、これが絵に描いた餅にならないためには、たくさんの企業が集まってきて、やるぞと思うようなシナリオなりゴールが必要です。悪い言い方をすると、他の参加者にやってもらって後で成果を使わせてもらうほうが楽だという風潮になってしまうと連携がうまく機能しないという恐れがあります。ですので、いろいろな会社がここに参加して何かを構築して、その後は競争領域に移りビジネスが繁栄してゆく、というシナリオをはっきりさせることが重要です。その意味でも、そういった検討の中に、企業の現役あるいはOBが、しっかり入って議論するというのが大事だと思います。

2点目は、そういった観点で、企業目線をやはり忘れてはいけないということです。TLOで仕事をしてきた企業出身のOBの方の話聞いたことがあるのですが、大学の中のマネジメントも少し変えるべきところがあるのではないかと考えています。例えば先ほどなたかもおっしゃいました不実施補償の件です。企業目線でいくとこういうふうにしたほうがいいのではないかと大学のことでまとめようとしても、やはり最後はまとめ切れない、非常にハードルが高いということがあるようです。その方いわく、政府のほうから例えばガイドラインみたいなものを出してもらえると大学の中でも議論がしやすいということです。大学の中で、ある担当が個別にボトムアップで何かを持っていても、大学内部ではそんなのは他の組織でやっていないなどとして拒絶されるなど、変えようとしたときに変えにくいという風土があるようです。、したがって、例えば不実施補償のところであれば、柔軟性を考えればこういう変更例もあり得るとするようなガイドラインが政府から出ると、議論がしやすいということがあるようです。そういうサポートもお願いできればと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、佐田委員。

○佐田委員 では、手短かにコメントさせていただきます。

先ほど特許庁からプロデューサー派遣事業で御説明いただいた中に、残念ながら大学というのが見えてきていませんでした。地域において保有する技術シーズという中に、大学もぜひ視野に入れていただきたいと思います。

それから、先ほどTLOの話が出ましたが、TLOは、御存じのように現在どんどん減っています。783の大学の中でも活動しているTLOというのは数十しかないです。大学の特に単独特許は、TLOがないところは、主に先生が自前で移転活動をされているのです。そうすると、教育や研究に、かなりしわ寄せになってきているという現状がございます。大学等技術移転促進法ができて20年たとうとしている中で、大学の研究成果をしっかりと産業界に橋渡しできる体制を、できれば全大学をカバーできるような仕組みをつくらないと、せっかく大学全体が国民のために頑張ろうという機運ができてきているなか、ごく一部の大学だけで動いているように思われているという状況になっています。

もう一点、特に産学連携で、大学はおかげさまで産学連携、知財整備が進んできてはおりますけれども、大学の中でこれがすぼっと抜けているところがあります。多くの県立や市立大学等の公立大学については、もちろん先進的に取り組んでいるところも中にはありますが、最近の法人化になってようやく取り組み始めたところが多く、彼らは、自助努力動き始めてはいます。しかし、私も13年前に始めたときに、西も東も何もわからない中で、文科省や経産省、それから知財事務局等の御指導を頂くことにより、ようやくここまで来たという実感がございます。そういう意味合いでは、公立大学等に対しても支援をしないと、地域で共同研究とかの連携を大学間でやり始めても、連携をとりにくい状況が起きたりします。県立大学は特に自治体の指導監督を仰いでいますので、中には県外企業への移転に関しては制約があったりする大学もあり、自治体ごとの特徴があります。そういう状況を鑑み、もっと円滑に産学連携に取り組めるためにも、ノウハウとかスキルを共通化することも必要ではないかと思われまます。民間企業や国民の皆さんから見れば大学は同じなのです。それを行政側が、国立だ、私立だ、あるいは県立、市立と縦割りにしているのです。現場では連携して取り組もうという雰囲気がありながら、川上で連携されていないのです。知財活用途上型大学というのが、今現在あるのだということを我々は認識し、目配り気配りをすべき時期ではないかと思えます。公立大学は数の上では国立大学と同じ規模で、大きな戦力になると期待されていますので、そこに対しても、行政として支援策を、期待したいと思っております。

○渡部座長 では、妹尾委員。

○妹尾委員 それでは、簡単にですが、お手元の委員卓上配付になっている資料をごらんいただきたいと思います。何かとといいますと産学連携、産産連携もありますが、もう一つ

あるのは産学コンテンツ連携ということだと思います。これは「知的財産推進計画2008」、何と8年前に書かれたものなのですが、ようやく昨年と今年、JSTのサイエンスアゴラで研究者とコンテンツの相互交流ということをやって、イノベーションを生み出す方法論を探索するセッションになりました。ということで、これは半分は報告であります。この委員会を經由して生まれたものがようやく8年目にして実現した。ただし、そのときに書かれた文科省と経産省が予算をとってくださるとい話はいまだ実現していないので、ぜひこれを応援してください。

何かというと、研究者のほとんどの方はSFの漫画やアニメや小説その他を見て研究者を志してわくわくしているという現実があるので、それを今度は制度的にやるとイノベーションの芽ができるのではないかと、こういうことなのです。産学連携、産産連携、大いに結構なのですが、同時に科学技術研究とコンテンツのコラボレーションもぜひお進めいただきたいというお願いです。

以上です。

○渡部座長 では、中富委員。

○中富委員 中富です。

次世代アントレプレナー育成プログラムについてコメントがあります。特に文科省で扱われているこのケースは、大学を主にされていると思いますが、この表でわかりますように、世界で最低ラインの起業活動率とは何かということをよく考えていただくと、当然御理解いただいていると思いますけれども、これは小さいときからの教育が必要だと思っています。私は前からそういうお話をしているのですけれども、小学校で必修としてアントレプレナーの育成をやっていただきたい、そう思っています。そうでなければ、この起業活動率というのは上がらないように思います。大学では既に遅いです。大学では、大人になっていますから、大人の中で失敗を恐れる。それから、知識の向上というのは確立してしまっているわけです。そういう意味では、この活動を本当にやる気があるのだしたら小学校でやっていただきたい、そう思っています。

○渡部座長 ありがとうございます。

きょう、もしかすると宮川委員は御発言は。

○宮川委員 皆さんが余りにも気合いが入っているので。

○渡部座長 よろしいですか。

○宮川委員 中小企業の皆さんの支援ということでいろいろな御報告をいただいているのですが、特に私が考えておりますのは、海外での中小企業の方の事業活動に対するサポートという点です。この資料の中にも経済産業省のJETROのお話が出ていますが、最近、私、11月初めにシンガポールの知財及び紛争解決システムの調査団ということで、日弁連と知財ネットの共同の調査団の一員としてシンガポールを訪問させていただきました。JETROシンガポールの方には非常にお世話になっております。そこで、いろいろ現地の関係機関、

最高裁の裁判官やシンガポール知財庁を訪問させていただいたという点で、JETROのすばらしい人脈と知見を利用させていただいて大変助かりました。その経験をふまえて、中小企業の方がますます海外に進出していかれることになると思いますので、各地にいらっしゃるJETROの皆様にもますますお力添えをいただき、ぜひ海外での事業活動の分野でサポートしていただけたらと思った次第です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

大変たくさん御意見をいただきまして、時間も大幅超過してしまいましたが、一つずつまとめる時間はございませんけれども、きょう、3つともいろいろ貴重な議論をいただきました。これを施策として取り入れて計画に反映させていくというのはもちろんですが、特に農林水産分野については皆さんの御意見が、ともかく大きな柱にしていきたいとか、予算が全然足らないのではないとか、待ったなしだとか、私は農家にホームステイに行くとか、非常にすばらしい、積極的な御意見をいただいたと思います。相澤先生も御指摘いただきましたが、この場合は各省庁に対して総合的政策をつくっていく場でございますので、そういう観点で農林水産分野についてはまさしく大きな柱としてきちっとした戦略にしていきたいと感じました。

細かいことはございますが、私のコメントはそこまでにさせていただいて、井内局長から御挨拶いただければと思います。

○井内局長 活発な御議論をありがとうございます。また、貴重な御意見をいただきました。

特に最初の分野の地方・中小企業で申し上げますと、いろいろなリソースが予算を含めて限られる中で、体制は量的にはかなり整ってきたかもしれないけれども、質をどうやって上げるかということかと思えます。もちろん、リソースを増やしていく努力もこれから引き続き必要であるということでございますけれども、質を上げるためには、燃費を上げるといいますか、金融機関を含めていろいろな連携でございますとか、企業人材の活用でございますとか、あるいは対象が本当にマッチしているか精査するとか、そういった細かい運用のところも含めていろいろ御意見をいただきましたので、関係省庁とともに検討していきたいと思えます。

それから、農業につきましても、今お話がありましたように、非常に重要な一步を今日刻んだということかと思っております。ただ他方で、スピード感を持ってやらなければいけないとか、他の産業分野の経験をもって総合的にやっていくべきだとか、いろいろ御意見をいただきました。これもまた「知的財産推進計画2017」に向けまして検討を進めていきたいと思っております。

最後の産学・産産に関しましても、いろいろ支援制度は整ってきているけれども、経営者の気づきが大事だ、コンテンツも含めて考えるべき、子供のころからとか、いろいろございました。この辺は知財教育のパートもございますので、そこでまた議論いただければ

と思っております。

ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

最後に、次回以降の会合の予定について事務局からお願いします。

○福田参事官 それでは、冒頭触れました資料1にございますけれども、次回以降の会合の予定につきましては、こちらに書いてありますように、第3回が2月下旬、第4回が3月下旬を予定しております。現在、日程調整をしているところでございますので、決まり次第、御連絡を差し上げます。

○渡部座長 ありがとうございました。

本日は、ちょっと超過させていただきましたけれども、大変有意義な議論ができたかと思えます。どうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。